

公共下水道使用料に係る私設(排水・給水)計測装置設置等届

湖南省長

宛

住 所
使用者 氏 名

(担当者
電 話

湖南省公共下水道使用料条例施行規程第3条の規定に基づき、私設の計測装置を(設置・撤去)したので、次のとおり届け出ます。

1. メーター所在地		
2. メーター設置(撤去)年月日	<input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 撤去	年 月 日
3. メーター検定満了月又は耐用年数	年 月	・ 耐用年数 年
4. メーター設置(撤去)理由	
5. メーター設置業者	(電話)	
6. 添付書類	メーター検針場所(位置図)、メーター設置配管図 メーターの指示数及び検定満期年月が分かる写真	
7. メーターの種類	加算 ・ 減算 ・ 専用(単独)	
8. メーター指数の報告方法	F A X ・ 訪問検針 F A X 番号 () 担当者 ()	
9. 「下水道使用量等のお知らせ」の送付先	住所 (〒 —) 宛先 ()	
10. 備考		

- ※1 メーターの設置に関し撤去したときには、速やかに市に届け出ること。
- ※2 メーターの設置等に要する費用は使用者の全額自己負担になります。
- ※3 設置するメーターは計量法に基づく「特定計量器」であること。
- ※4 電磁(式)流量計を設置する場合は、メーカー仕様書等の製品の詳細が分かる資料を添付すること。
- ※5 メーターの設置後は定期的な指数の確認等、適正に管理すること。

担当課記入欄	お客様番号	—	—
--------	-------	---	---